

岐阜県ドクターヘリ導入事業費補助金交付要綱

平成22年	4月	1日	制定
平成23年	4月	1日	改正
平成24年	7月	6日	改正
平成25年	3月	27日	改正
平成27年	1月	30日	改正
平成27年	10月	27日	改正
平成28年	7月	27日	改正
平成29年	5月	22日	改正
平成31年	2月	18日	改正
令和元年	9月	18日	改正
令和4年	10月	7日	改正
令和5年	7月	7日	改正

(総則)

第1条 県は、救急患者の救命率等の向上及び広域救急患者搬送体制の強化を図るため、病院の開設者（以下「補助事業者」という。）が行うドクターヘリの導入及び運航体制の整備のために必要な経費に対し、予算の範囲内で、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(欠格事由)

第2条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助事業者となることができない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 役員等（法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する権限を代行しうる地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）を、法人以外の団体にあっては代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用人をいう。以下同じ。）が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人その他の団体（以下この条において「法人等」という。）
- (4) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している個人又は法人等
- (5) 役員等が、その属する法人若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用している個人又は法人等
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人又は法人等
- (7) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人等

(補助事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）及び経費（以下「補助対象経費」という。）並びに補助金の額は別表1及び別表2に、基準額は別表1に掲げるとおりとする。

2 補助対象経費は、補助金の交付の決定の日の属する年度内に発生したものとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金交付申請書は、別記第1号様式のとおりとする。

2 補助金交付申請書には、別記第1号様式に定める書類を添付しなければならない。

3 補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める。

(変更申請手続)

第5条 補助事業者は、補助金の交付決定後における事情の変更により、追加の交付申請をする場合は、変更交付申請書（別記第2号様式）により変更交付申請を行うものとする。

2 変更交付申請書には、別記第2号様式において定める書類を添付しなければならない。

3 変更交付申請書の提出期限は、毎年3月31日とする。

(補助金の交付の条件)

第6条 補助金の交付決定には、次に掲げる条件が付されているものとする。

(1) 補助事業の経費の配分又は内容を変更する場合（次に掲げる場合を除く。）は、あらかじめ知事の承認を受けること。

ア 補助事業の経費の配分の変更であって、それぞれの区分の配分額のいずれか低い額の20%未満の変更をする場合

イ 補助目的を損なわない事業計画の細部の変更であって、交付の決定を受けた補助金の額に変更がない場合

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、その旨を速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

(4) 補助事業の完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、その確定額を補助事業の完了の日の属する年度の翌々年度の6月30日までに知事に報告すること。

(5) 補助金に係る消費税等仕入控除税額があることが確定した場合は、当該消費税等仕入控除税額相当額を県に返還すること。

2 前項第1号及び第2号の知事の承認を受けようとする場合の申請書並びに同項第4号の規定により知事に報告する場合の報告書の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 前項第1号の承認 補助事業経費配分（内容）変更承認申請書（別記第3号様式）

(2) 前項第2号の承認 補助事業中止（廃止）承認申請書（別記第4号様式）

(3) 前項第4号の規定による報告 消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書（別記第5号様式）

(申請の取下げ)

第7条 規則第8条第1項の規定により補助金の交付の申請の取下げをすることができるのは、補助金の交付の決定の日から10日以内とする。

(実績報告)

第8条 実績報告書の様式は、別記第6号様式のとおりとする。

2 実績報告書には、別記第6号様式において定める書類を添付しなければならない。

- 3 実績報告書の提出期限は、補助事業の完了の日（廃止の承認を受けた場合は、当該承認を受けた日。以下同じ。）から起算して20日を経過した日又は補助事業の完了の日の属する年度の翌年度の4月5日のいずれか早い日とする。

（補助金の交付時期等）

- 第9条 補助金は、規則第14条の規定による補助金の額の確定後において交付する。ただし、知事が事業の遂行上必要と認めるときは、概算払により交付することができる。
- 2 補助事業者は、別に知事が指定するところにより、別記第7号様式による補助金交付請求書を提出しなければならない。

（暴力団の排除）

- 第10条 規則第4条の申請があった場合において、当該申請をした者が第2条の規定に該当するときは、知事は、その者に対して、補助金の交付をしないものとする。
- 2 知事は、規則第5条の規定による交付決定をした後において、当該交付決定を受けた者が第2条の規定に該当することが明らかになったときは、規則第17条第1項の規定により、補助金の交付決定を取り消すものとする。
 - 3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、知事は、規則第18条の規定により補助金の返還を命ずるものとする。

（財産処分の制限）

- 第11条 規則第21条第2号の知事の定めるものは、取得価額又は効用の増加額が単価50万円以上の機械及び器具とする。
- 2 規則第21条ただし書の知事が定める期間は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間とする。
 - 3 知事は、補助事業者が知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合は、その収入額の全部又は一部を県に納付させることができる。

（書類の提出部数）

- 第12条 この要綱に基づき提出すべき書類の部数は、次に掲げる場合に応じ、当該各号に定める部数とする。
- 一 書面により提出する場合 2部
 - 二 電子ファイルにより提出する場合 1部

（書類、帳簿等の整備）

- 第13条 補助事業者は、補助事業に係る予算及び決算の関係を明らかにした調書を作成しなければならない。
- 2 規則第22条に規定する書類、帳簿等及び前項の調書の保存期間は、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度以後5年間とする。

（補助事業の表示）

- 第14条 補助事業者は、補助事業により整備した設備等に県補助金を受けて実施した旨を表示するものとする。

（その他）

- 第15条 特別の事情により、第3条の規定による補助金の額の算定方法並びに第4条、第5条及び第8条に定めるところによることができない場合は、あらかじめ知事の承認を受けて、その定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年度分の予算に係る補助金から適用する。
- 2 平成22年度分の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成24年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年度分の予算に係る補助金から適用する。

別表1（第3条関係）

補助事業	補助対象経費	基準額	補助金の額
ドクターヘリ運航事業 （救急医療対策事業実施要綱（昭和52年7月6日付け医発第692号）に基づくドクターヘリ導入促進事業をいう。）	次の(1)及び(2)により算出された額の合計額 (1)医療提供体制推進事業費補助金交付要綱（平成21年5月13日付け厚生労働省発医政05313001号。以下「国交付要綱」という。）別表2の第5欄に定める額 (2)ドクターヘリの運航に必要な委託費（ヘリコプター賃借料、操縦士等拘束料、燃料費、保守料及び災害補償費（航空保険料））並びにドクターヘリに搭乗する医師及び看護師の確保に必要な給与費（職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当及び社会保険料）	次の(1)及び(2)により算出された額の合計額 (1)国交付要綱別表2の第4欄に定める額 (2)補助事業者が、ドクターヘリの運航並びにドクターヘリに搭乗する医師及び看護師の確保のために自ら支出する経費から、国交付要綱別表2の第4欄(1)の①及び②の額を差し引いた額のうち知事が必要と認める額	総事業費から救急搬送診療料等及び寄附金その他の収入額を控除した額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額とを比較して少ない方の額

別表2（第3条関係）

補助事業	補助対象経費	補助金の額
ドクターヘリ基地病院整備事業 （ドクターヘリ導入促進事業を実施する病院（以下「基地病院」という。）がドクターヘリ運航事業を実施するに当たって必要な施設設備等の整備事業をいう。）	ドクターヘリの基地病院の整備に必要な施設の工事費又は工事請負費、委託費及び備品購入費	総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額
ドクターヘリ実務研修事業 （ドクターヘリ導入促進事業を実施するに当たって基地病院が実施する医師、看護師、救命救急士及び救急隊員に対する研修事業をいう。）	ドクターヘリの運用に関わる医師、看護師、救急救命士及び救急隊員に対する、ドクターヘリの円滑な運航を行うための研修に必要な報償費、需用費（消耗品費、印刷製本費及び会議費）、役務費（通信運搬費）及び委託料（上記経費に該当するものに限る。）	総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額
ドクターヘリ運航体制整備事業 （ドクターヘリの給油拠点の整備事業をいう。）	給油拠点に必要な施設及び設備の工事費又は工事請負費及び修繕費	総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額

別記

第1号様式（第4条関係）

第 号
年 月 日

岐阜県知事 様

住 所
補助事業者名
代表者氏名

年度ドクターヘリ導入事業費補助金交付申請書

このことについて、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助事業名 事業
- 2 補助金申請額 金 円
- 3 所要額調書 別紙様式1-1、1-2
- 4 事業計画書 別紙様式2-1、2-2、2-3又は2-4
- 5 添付書類
その他参考となる資料

第 号
年 月 日

岐阜県知事 様

住 所
補助事業者名
代表者氏名

年度ドクターヘリ導入事業費補助金変更交付申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた標記補助金について、下記のとおり補助金額を変更されるよう、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更交付申請額 金 円

2 既交付決定額 金 円

3 差 額 金 円

4 添 付 書 類

- (1) 所要額調書 別紙様式 1 - 1、1 - 2
- (2) 事業計画書 別紙様式 2 - 1、2 - 2、2 - 3 又は 2 - 4
- (3) その他参考となる資料

第 号
年 月 日

岐阜県知事 様

住 所
補助事業者名
代表者氏名

年度ドクターヘリ導入事業費補助金に関する
補助事業経費配分（内容）変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた標記補助事業について、経費の配分（内容）の変更をしたいので、承認されるよう申請します。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

3 添付書類

- (1) 所要額調書 別紙様式1-1、1-2
- (2) 事業計画書 別紙様式2-1、2-2、2-3又は2-4
- (3) その他参考となる資料

第 号
年 月 日

岐阜県知事 様

住 所
補助事業者名
代表者氏名

年度ドクターヘリ導入事業費補助金に関する
補助事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた標記補助金に関する
補助事業を中止（廃止）したいので、承認されるよう申請します。

記

中止（廃止）の理由

岐阜県知事 様

住 所
補助事業者名
代表者氏名

年度消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定があったドクターヘリ
導入事業費補助金について、ドクターヘリ導入事業費補助金交付要綱第 6 条第 1 項第 4
号の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 岐阜県補助金等交付規則第 1 4 条に基づく額の確定額又は事業実績報告額

金 円

- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税仕入控除税額
(補助金返還相当額)

金 円

(注) 参考となる書類（2 の金額の積算の内訳等）を添付すること。

第 号
年 月 日

岐阜県知事 様

住 所
補助事業者名
代表者氏名

年度ドクターヘリ導入事業費補助金に関する
事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた標記補助金に関する
事業実績について、次のとおり関係書類を添えて報告します。

記

- 1 所要額精算書 別紙様式 1 - 1、1 - 2
- 2 事業実績報告書 別紙様式 2 - 1、2 - 2、2 - 3 又は 2 - 4
- 3 添付書類
その他参考となる資料

第 号
年 月 日

岐阜県知事 様

住 所
補助事業者名
代表者氏名

発行責任者氏名：
担 当 者 名：
連絡先（電話番号）：

年度ドクターヘリ導入事業費補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた 年度ドクターヘリ導入事業費補助金の交付を受けたいので、下記のとおり請求します。

記

金 円

振込みは、下記へお願いします。

- ・金融機関本（支）店名
- ・口座名義人
- ・普通、当座預金の別
- ・口座番号